

委 託 契 約 書 (案)

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守委託業務（以下「委託事業」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和9年3月31日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させると共に、甲に対する責任を共有させなければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後、速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画書の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、委託業

務の趣旨に反しない軽微な変更については、この限りでない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して当該期間にかかる実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 委託事業を遂行することが困難であるとき

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(契約の変更)

第14条 事故・天災等により各委託業務が遂行不能となるなど、委託事業の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第15条 この契約の締結後、甲の責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関

し、乙に損害を与えたときは、乙は、第2条に規定する委託料を限度として、損害賠償を甲に請求することができる。

2 この契約の締結後、乙の責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲に損害を与えたときは、甲は、第2条に規定する委託料を限度として、損害賠償を乙に請求することができる。

3 異常な自然現象、火災、交通の断絶など、甲乙いずれの責めにも帰すことのできない理由により事業が実施できなかった場合は、甲乙協議の上、中止又は日時、場所及び内容の変更を行うことができる。この場合、甲及び乙が被った損害の賠償は甲乙協議の上、決定する。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団経理規程によるものとし、同規則に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口 真司

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

- 第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、

再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口 真司 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名 印

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
 - 始 期 令和 年 月 日
 - 終 期 令和 年 月 日
- 3 収支予算書（別紙のとおり）

別紙様式 1

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口 真司 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

印

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 事業の理由

注1 変更の内容及び理由は、できる限り詳細に記入すること。

2 経費の内容の変更を行う場合は、予算書の新旧対象表を添付すること。

別紙様式 2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	備 考
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	備 考
小 計			
消費税及び地方消費税の額			
合 計			

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口 真司 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

印

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

1 事業の実績

2 事業の実施期間

始 期	令和	年	月	日
終 期	令和	年	月	日

3 収支決算書（別紙のとおり）

別紙様式 3

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口 真司 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名 印

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県難聴児支援ポータルサイ
ト構築及び保守業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下
記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第 5 号（第12条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口 真司 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

印

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県難聴児支援ポータルサイ
ト構築及び保守業務に係る委託料について、委託契約書第12条第 2 項の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

	一金		円也
内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

理事長 山 口 真 司 様

所在地

法人名

代表者職氏名

個人情報取扱特記事項に基づく報告について

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築・保守業務委託契約（令和 年 月 日付け締結）について、個人情報取扱特記事項第4の規定に基づき、個人情報取扱業務の責任者及び従事者を下記のとおり報告します。

記

1 本委託業務における個人情報の取扱責任者及び従事者

	氏 名	その他（特記事項）
責任者		
従事者		
従事者		
従事者		
従事者		

2 管理体制・実施体制

- ・個人情報取扱特記事項及び社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団個人情報保護規定に基づき、適切に管理及び取り扱うこととする。
- ・問題が生じた場合は、従事者から責任者へ報告し、責任者は、速やかに愛媛県へ報告する。